

青森県報

第三千七百六十九号

平成二十五年
十一月十三日
(水曜日)

目次

訓令

公告

- 青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令 (建築住宅課) … 一
都市計画事業の変更認可 (都市計画課) … 一
建設業者の許可の取消し (東青地) … 二
(東青地) … 二
(県民局) … 二

訓令

青森県訓令甲第十九号

青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令

青森県営住宅管理人に関する規程 (昭和三十九年四月青森県訓令甲第二十六号)

の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(管理人の設置)

第二条 県営住宅監理員 (以下「監理員」という。) の事務を補助させるため、県営住宅上平団地 (以下「県営住宅」という。) に管理人一人を置く。

附則

この訓令は、平成二十五年十一月十六日から施行する。

公告

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画事業の変更認可について、平成二十五年十月二十四日東北地方整備局告示第百九十三号で告示されたので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業 (三・五・一号沼館三日町線、三・四・二号本八戸駅南線及び七・七・八号柏崎一丁目線)

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目一の

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成二十三年東北地方整備局告示第四十号の事業地のうち青森県八戸市内丸一丁目、内丸二丁目、内丸三丁目、大字掘端町及び大字番町地内において事業地を変更し、柏崎一丁目を追加する。

2 使用の部分

なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三浦工業
- 二 氏名 三浦 勉
- 三 主たる営業所の所在地 青森市篠田二丁目三三の八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一〇〇六八六号
- 五 取消年月日 平成二十五年十月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十五年十月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭